

家事用水道料金の基本料金減免について

町では、物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和 7 年 4 月検針分から令和 8 年 2 月検針分までの 11 カ月間、家事用水道料金の基本料金を減免し、各家庭における水道料金の負担軽減を行います。

家事用水道料金

【基本料金】

使用水量 8 m³まで 7 0 4 円（税込）→ 令和 7 年 4 月～令和 8 年 2 月検針分まで減免！

超過料金

使用水量 8 m³を超えて 1 m³につき 8 8 円（税込）

※令和 7 年 6 月検針分からは新水道料金となるため減免額が変更となります。

【 参考 】

家事用水道料金の基本料金減免料金表（消費税込）

使用水量	現行の 水道料金	減免額 (基本料金)	減免後の 水道料金
8 m ³ まで	7 0 4 円	7 0 4 円	0 円
9 m ³	7 9 2 円	7 0 4 円	8 8 円
1 0 m ³	8 8 0 円	7 0 4 円	1 7 6 円
1 5 m ³	1, 3 2 0 円	7 0 4 円	6 1 6 円
2 0 m ³	1, 7 6 0 円	7 0 4 円	1, 0 5 6 円

※下水道に接続している家庭につきましては、下水道料金は減免になりませんのでご注意ください！

※金武町役場上下水道課から水道料金の請求があるメーターのみが免除対象となっております。